

事業概要書（案）

【第 0.1 版 平成 29 年 10 月 17 日】

1. 事業名称

（仮称）鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業（以下「本事業」という。）

2. 事業に供される公共施設の種類

水力発電所及びこれに附帯する施設

3. 公共施設の管理者

鳥取県知事 平井伸治

4. 事業の範囲

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 5 項に定められる選定事業者が本事業を実施することのみを目的に設立する SPC（以下「事業者」という。）が、以下の（1）に掲げる施設について、（2）の業務を実施するものとする。

（1）対象施設

本事業の対象施設は、以下の 3 発電所（以下「運営権設定対象施設」という。）とする。

① 小鹿第一発電所

- 中津ダム
- 取水設備（中津ダムを含め、合計 5 箇所）
- 幹線導水路（圧力隧道、水管橋）等、各取水支線
- サージタンク
- 水圧管路
- 発電所基礎・建屋
- 水車・発電機、変電設備等その他電気関係設備
- 放水路

② 小鹿第二発電所

- 三朝調整池
- 取水設備（三朝調整池を含め、合計5箇所）
- 幹線導水路（圧力隧道、無圧隧道）等
- サージタンク
- 水圧管路
- 発電所基礎・建屋、門型クレーン
- 水車・発電機、変電設備等その他電気関係設備
- 放水路

③ 春米発電所

- 茗荷谷ダム
- 取水設備（茗荷谷ダムを含め、合計10箇所）
- 幹線導水路（圧力隧道）及び縦構等、各取水支線
- サージタンク
- 水圧管路
- 発電所基礎・建屋、門型クレーン
- 水車・発電機、変電設備等その他電気関係設備
- 放水路

(2) 対象業務

事業者は、運営権設定対象施設の再整備及び運営維持に関わる全ての業務を実施するものとする。ただし、春米発電所の再整備業務については、県が実施するものとする。

	再整備業務			運営維持
	申請・設計	既存施設の解体撤去	建設工事	
小鹿第一発電所	○	○	○	○
小鹿第二発電所	○	○	○	○
春米発電所	×	×	×	○

○：事業範囲内 ×：事業対象外（県が実施）

① 再整備業務

小鹿第一発電所及び小鹿第二発電所については、固定価格買取制度における水力発電に係る、新設区分の買取単価の活用を前提とし、発電設備を実質的に全更新し、新設設備と同等の設備に再整備するものとする。従って、固定価格買取制度における水力発電に係る、発電設備の新設又は既存設備の全更新を主な対象とした調達区分（以下「新設区分」という。）に該当するために必要となる申請、解体撤去、設計、建設工事等、必要となる一切の業務を、事業者の責任及び費用で実施するものとする。

なお、春米発電所については、県にて、すでに設備認定を取得し、また基本・実施設計を完了しており、県の直営にて建設工事を実施する予定である。

② 運営維持業務

事業者は、運営権設定対象施設の運営維持業務として、以下の業務を実施する。

- 巡視及び点検
- 測定及び調査
- 運用
- 記録
- 運転制御
- 設備の保護・修繕・保全
- 緊急時対応、災害対応
- その他施設の運営維持に必要な業務

5. 事業方式

事業者は、運営権設定対象施設の再整備業務及び運営維持業務を事業者の独立採算にて包括的に実施するものとする。再整備業務を実施の後、当該施設の所有権を県に移転したうえで、運営維持業務を実施するものとし、公共施設等運営事業として、運営維持業務を実施するものとする。

6. 利用料金に関する事項

事業者は、送配電事業者への売電収入を自らの収入とすることができる。

料金の設定については、固定価格買取制度に基づく買取単価に売電電力量を乗じたものが売電収入となる。ただし、電源・供給先固定型再生可能エネルギー電気卸供給により、事業者が別途小売電気事業者と締結する個別の契約に基づき、小売電気事業者が事業者に対しプレミアムを付けることも可能である。

7. 運営権対価の支払い

公共施設等運営権の設定に対する対価（以下「運営権対価」という。）は、各運営権設定対象施設の供用開始日において一括で支払う対価（以下「一時金」という。）のみから構成される。

運営権対価は、運営権設定対象施設ごとに計算するものとする。小鹿第一発電所及び小鹿第二発電所に係る一括金のうち、県が負担する同施設の再整備業務に係る対価相当額については、当該対価と相殺するものとし、県は金銭の支払いを行わないものとする。

8. 費用負担

事業者は、別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に要する全ての費用を負担するものとする。

9. 事業スケジュール

本事業の事業スケジュールは、次のとおり予定している。

(1) 小鹿第一発電所及び小鹿第二発電所

区分	期間
施設整備業務の期間	事業契約締結日（※）～応募者の提案による
供用開始日	応募者の提案による
運営維持業務期間 (運営権の存続期間)	供用開始日から20年間

※中国電力と売電に関する長期契約を締結しているためこれを踏まえたスケジュールとする必要がある。

(2) 春米発電所

区分	期間
供用開始日	平成 32 年 4 月 1 日
運営維持業務期間 (運営権の存続期間)	平成 32 年 4 月 1 日～平成 52 年 3 月 31 日 (20 年間)

10. 事業者の募集・選定スケジュール

事業者の募集・選定に当たってのスケジュールは、次のとおり予定している。平成 31 年度中の設備認定完了を前提として、事業を進める予定である。ただし、本年度末に公表される可能性のある、平成 32 年度の FIT 単価の動向等を踏まえ、見直す場合がある。

日程	内容
平成 30 年 9 月	実施方針等の公表
平成 30 年 12 月	特定事業の選定・公表
平成 30 年 12 月	募集要項等の公表
平成 31 年 6 月	提案書の受付・締切
平成 31 年 9 月	優先交渉権者の決定、基本協定の締結
平成 31 年 12 月	実施契約の締結
平成 32 年 4 月	本事業の開始

1.1. リスク分担表

段階	リスクの種類			リスクの内容	負担者		補足説明
					県	事業者	
全段階共通	政治関連リスク	法制度・法令変更リスク	1	法制度の新設・変更に関するもの		○	
			許認可リスク	2	許認可の新設・変更に関わるもの (事業に影響を及ぼすもの)		○
		3		許認可の新設・変更に関わるもの (上記以外のもの)		○	
		4		県が取得すべき許認可に関するもの	○		水利権の更新を含む
		5	事業者が取得すべき許認可に関するもの		○		
		税制リスク	6	水力発電設備等の再整備・運営に影響を及ぼす税制等の変更・新設		○	
			7	消費税・地方消費税にかかる税率の変更		○	
			8	その他広く一般的に適用される税制の変更・新設		○	
		政治リスク	9	契約及び運営権設定に係る議決が得られない場合	○		
			10	政策の変更	○		FIT制度の買取書価格に係るものはN057に記載。
	社会リスク	住民問題リスク	11	本事業を実施することに対する住民反対運動・訴訟に関するもの	○		
			12	水力発電設備等の再整備・運営に係る住民反対運動・訴訟に関するもの		○	事業者が実施する再整備・建設・維持管理に関わる反対運動・訴訟等
		環境問題リスク	13	設計、建設、維持管理、運営等における有害物質の排出・漏洩等、環境保全に関するもの		○	
			第三者賠償リスク	14	調査・建設段階における騒音・振動・地盤沈下に関するもの		○
		15		維持管理段階における騒音・振動に関するもの		○	
		16		施設の瑕疵による事故に関するもの		○	
		17	施設の劣化及び維持管理の不備による事故に関するもの		○		
	経済リスク	物価リスク	18	急激なインフレ・デフレに関するもの		○	再整備・建設に要する費用のインフレ・デフレリスクは事業者負担とする。
		金利リスク	19	事業期間中の資金調達にかかる金利の変動に関するもの		○	再整備・建設期間中の資金調達にかかる金利変動リスクは事業者負担とする。
	債務不履行リスク	民間事業者の債務不履行リスク	20	事業者の事業破綻・事業放棄等		○	
			21	事業者のサービス水準の低下		○	
			22	事業者の義務違反		○	
	23	公共債務不履行リスク	県の債務不履行等	○			
	不可抗力リスク	自然災害リスク	24	地震、暴雨等の自然災害によりダムが破損・損壊した場合	○		
			25	上記以外の場合		○	
		人為的災害リスク	26	暴動、戦争等の人為的災害によりダムが破損・損壊した場合	○		
			27	上記以外の場合		○	
	応募段階	募集要項リスク	28	募集要項等及び付属書類の誤りに関するもの	○		
			29	応募費用の負担に関するもの		○	
		契約リスク	30	県の事由により、運営権者と契約が結べない、契約手続に時間がかかる場合	○		
	31		事業者の事由により、運営権者と契約が結べない、契約手続に時間がかかる場合		○		
	計画段階	測量・調査リスク	32	県による測量・調査結果に責があるもの	○		
			33	事業者による測量・調査結果に責があるもの		○	
		設計リスク	34	県の提示条件、指示の不備・変更による設計変更・遅延	○		
			35	事業者の指示、判断の不備による設計変更・遅延		○	
		資金調達リスク	36	融資など必要な資金の確保に関するもの		○	事業開始に必要な資金は事業者において調達する必要がある。

段階	リスクの種類		リスクの内容	負担者		補足説明	
				県	事業者		
建設段階	建設リスク	用地取得リスク	37	発電施設の整備予定地の確保に関するもの	○	△	発電施設の管理事務所を設置するための敷地については、事業者のリスクにより使用権原を確保すること。
			38	工事の施工において、発電施設の整備予定地以外の用地が必要となる場合		○	例えば、資材置場、現場事務所を発電施設整備予定地以外に設置する場合
		工事遅延リスク	39	工事が定められた期日より遅延し、又は完成しないリスク		○	
		施工監理リスク	40	施工監理に関するもの		○	
		コスト・オーバーランリスク	41	県の指示による工事費の増大・予算超過	○		
			42	上記以外の工事費の増大・予算超過		○	
		性能リスク	43	要求仕様不適合		○	
		施設損傷リスク	44	使用前に工事目的物、関連工事に関して生じた損害		○	
運営維持段階	運営開始遅延リスク		45	県の事由による運営開始の遅延	○		
			46	上位以外の場合による運営開始の遅延		○	
	支払遅延・不能リスク		47	運営権対価の支払遅延・不能		○	
	維持管理リスク	計画変更リスク	48	県の責めによる事業内容・用途の変更によるもの	○		
		性能リスク	49	要求仕様不適合		○	事業者の計画誤り、発電機器が性能を達成しない場合を含む。
		施設瑕疵リスク	50	既設設備に隠れた瑕疵があり、公衆災害が生じたり、再整備費が増大するリスク		○	
		維持管理コストリスク	51	県の責めによる事業内容・用途変更等における維持管理費の増大	○		
			52	上記以外の維持管理費の増大		○	
		施設損傷リスク	53	劣化による施設の損傷		○	
			54	供用開始前の事故・火災による施設の損傷		○	
	修繕費増大リスク	55	大規模修繕に関するもの		○		
	運営リスク	施設運営リスク	56	施設内における事故、トラブル等（指示ミス等県の責めによるもの）	○		
			57	施設内における事故、トラブル等（上記以外の事業者の責めによるもの）		○	
		ダム運用リスク	58	洪水吐ゲート等の既設設備に放流能力が十分でない場合、洪水発生時の放流により下流域に被害をもたらすリスク	○		
収入変動リスク		59	発電に必要な水量の変動		○	降雨、降雪量の変動に伴い、年間の発電量に増減が生じ、特に渇水年では想定される発電量が確保できない場合を含む。	
		60	再生可能エネルギーの買取価格の減少	○		現行の買取価格の取得は事業者のリスク負担で行うこと。	
事業終了段階	終了手続き関連リスク		61	事業期間中に存在していた瑕疵のうち、要求水準に従って業務を実施していなかったことによる瑕疵で、事業終了後2年以内に県が発見し事業者へ通知したもの		○	
			62	上記以外	○		
			63	事業終了時の手続きに関する諸費用		○	